

第4次明和町地球温暖化防止実行計画

(事務事業編)

令和 7 年 3 月

群馬県明和町

目 次

第1章 基本的事項

1 計画目的	1
2 基準年度・計画期間・目標年度	1
3 対象項目	2
4 算定方法	3
5 対象範囲	4

第2章 温室効果ガスの排出状況及び削減目標

1 国の温室効果ガス排出量の削減目標	5
2 第3次実行計画等の実績	5
3 基準年度の温室効果ガス排出量	6
4 削減目標	7

第3章 具体的な取組み

1 取組内容	9
--------	---

第4章 推進・点検体制

1 推進体制	10
2 点検・評価体制	10
3 推進状況の公表	10
4 実行計画に係る詳細依頼・報告体系図	11

第1章 基本的事項

1 計画目的

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「法」という。）第21条第1項に基づき都道府県及び市町村に策定が義務づけられている温室効果ガスの排出量の削減のための措置に関する計画（以下「実行計画」という。）として策定するものである。明和町の事務・事業の実施に当たっては、実行計画に基づき温室効果ガス排出量の削減目標の実現に向けてさまざまな取り組みを行い、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とする。

2 基準年度・計画期間・目標年度

基準年度を平成31年度とし、計画期間を令和7年度（2025年度）から令和12年度（2030年度）までの6年間とする。目標年度については、最終年度の令和12年度とする。

なお、実行計画の実施状況や技術の進歩、社会情勢の変化により、必要に応じて見直しを行うものとする。

※ 基準年度とは、各年度における温室効果ガス排出量の増減を比較検討するための基準として、各地方自治体が独自に設定する年度という。

3 対象項目

本実行計画で削減対象とする温室効果ガスは、法で定められた削減対象となる

6種類のガスのうち、全体の約99%を占める二酸化炭素を対象とする。

番号	対象物質	対象確認
1	二酸化炭素 (CO ₂)	対象
2	メタン (CH ₄)	対象外
3	一酸化二窒素 (N ₂ O)	対象外
4	ハイドロフルオロカーボン (HFC)	対象外
5	パーフルオロカーボン (PFC)	対象外
6	六フッ化硫黄 (SF ₆)	対象外

また、本実行計画では、電気使用量と燃料使用量による二酸化炭素を算出と併せ

てごみの排出量削減を対象項目とする。

番号	管理項目	調査対象
1	電気使用量	CO ₂
2	燃料使用量	CO ₂
3	ごみ排出量	ごみの排出量

4 算定方法

算定に係る係数は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号。以下「政令」という。）第4条第1号に規定する二酸化炭素の数値を用いた。

また、排出係数は、政令第3条第1項に規定する係数とした。

なお、各年度の推移を分析するうえで、この係数は、計画期間中は変更せずに使用するものとする。

排出係数一覧表

（単位：k g）

活動の種類		単位	CO ₂
電気の使用	電気	KW h	0.468
燃料の焼却	ガソリン	L	2.32
	軽油	L	2.58
	灯油	L	2.49
	液化石油ガス	kg	3.00

5 対象範囲

計画の対象範囲は、地方自治法（昭和22年法律第67号）に定められた一部事務組合を除くすべての事務・事業とするが、本実行計画では、以下に示した17の施設を対象とする。

（対象施設一覧）

番号	施設名	管理部署
1	明和町役場	総務課
2	保健センター	健康こども課
3	もったいない館	住民環境課
4	もったいない東館	住民環境課
5	もったいない西館	住民環境課
6	ふれあいセンタースズカケ	健康こども課
7	ふれあいセンターポプラ	健康こども課
8	水質浄化センター	都市建設課
9	明和こども園	学校教育課
10	学校給食センター	学校教育課
11	明和東小学校	学校教育課
12	明和西小学校	学校教育課
13	明和中学校	学校教育課
14	日本キャンパックホール	生涯学習課
15	中央公民館	生涯学習課
16	社会体育館	生涯学習課
17	海洋センター	生涯学習課

第2章 温室効果ガスの排出状況及び削減目標

1 国の温室効果ガス排出量の削減目標

国は「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」（以下「政府実行計画」という。）において、2013年度を基準として、温室効果ガスの総排出量を2030年度までに50%削減することを目標としている。また、2050年までに温室効果ガス排出実質ゼロ、「2050年カーボンニュートラル」を目指すことを宣言している。

2 町の現況と第3次実行計画等の実績

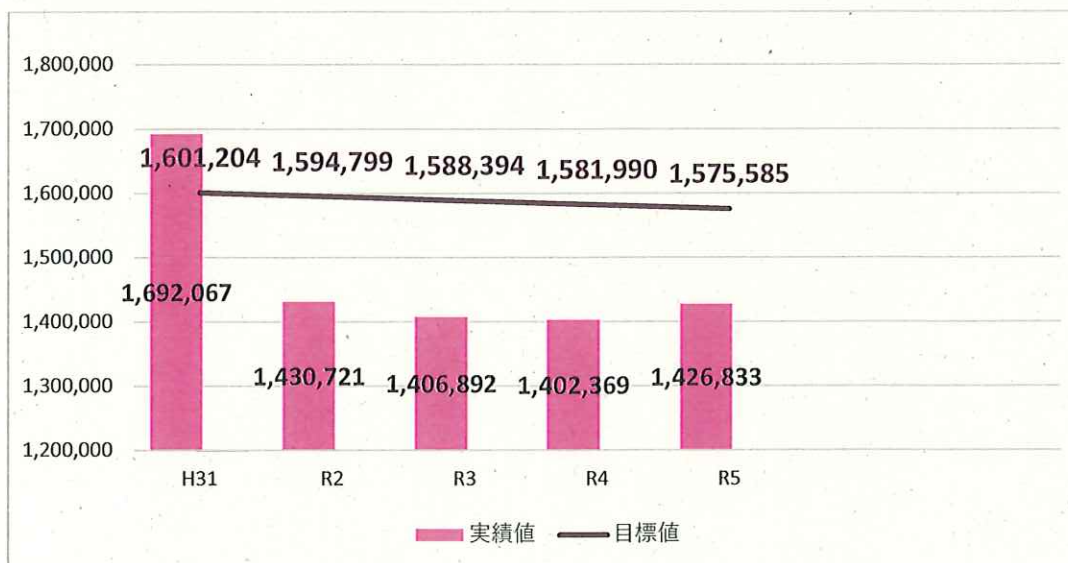
第3次明和町地球温暖化防止実行計画(令和2年8月策定。以下「第3次実行計画」という。)の対象施設における事務・事業活動に伴う温室効果ガスの排出量は、表1のとおりである。ここで使用する排出係数は、平成31年度のものを使用する。

そのため、本実行計画における基準年度の排出量等とは一致しない。

温室効果ガス総排出量を目標値と比較すると、当初の平成31年度は、排出量が増加したがその後は削減実績値で8%以上の大幅な排出量の削減が図られた。このことから本実行計画においては、各施設において具体的な削減努力が必要であり、今後も引き続き温暖化対策の取り組みを行うこととする。

表1 温室効果ガス排出量の実績及び推移

年 度	総排出量	目標値	削減率実績値
平成31年度	1,713,840	1,601,204	7.0%
令和2年度	1,451,682	1,594,799	-9.0%
令和3年度	1,425,160	1,588,394	-10%
令和4年度	1,421,928	1,581,990	-10%
令和5年度	1,446,855	1,575,585	-8.2%



3 基準年度の温室効果ガス排出量

本実行計画の事務及び事業活動における基準年度（平成31年度）の温室効果ガス総排出量は、1,601,204kg-co2である。種類別にみると、電気の使用と燃料の焼却で、排出係数は、政令第3条第1項に規定する係数を用いた。

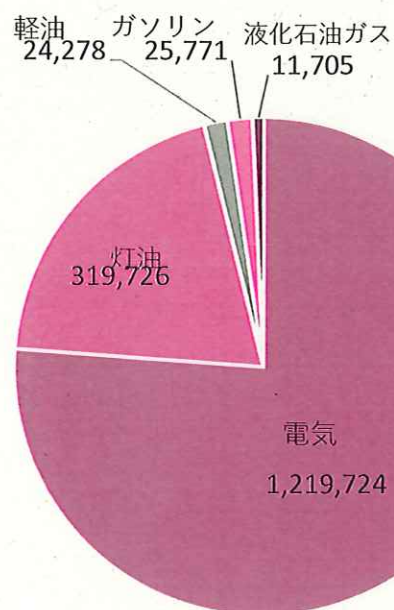
基準年度における排出量及び構成比は、表2のとおりである。

表2 基準年度における排出量及び構成比

(単位：kg-CO₂)

活動の種類		排出量 (H31年度)	構成比
電気の使用	電気	1,219,724	76.2%
燃料の焼却	灯油	319,726	20.0%
	軽油	24,278	1.5%
	ガソリン	25,771	1.6%
	液化石油ガス	11,705	0.7%
	燃料の合計	381,480	23.8%
合計（電気+燃料）		1,601,204	100.0%

基準年度における排出量及び構成比



4 削減目標

「政府実行計画」を踏まえ2030年度における温室効果ガス排出量の削減目標を2013年度比で50%削減することを中期的な目標に掲げ、町としては、本計画において平成31年度を基準年度として、表3のとおり、段階的に削減し、計画期間の最終年度である令和12年度の温室効果ガス排出量を12.0%削減することを目指す。

表3 温室効果ガス排出量（電気+燃料）

（単位：kg-CO₂）

年度	目標総排出量 (計画年度排出量－ 該当年度目標削減量)	目標削減量 (計画年度排出量×目標削減率)	目標削減率 (計画年度に対する削減率)
基準年度 (平成31年度実績値)	1,601,204		
令和7年度	1,569,180	32,024	2.0%
令和8年度	1,537,156	64,048	4.0%
令和9年度	1,505,132	96,072	6.0%
令和10年度	1,473,108	128,096	8.0%
令和11年度	1,441,084	160,120	10.0%
令和12年度	1,380,878	220,326	12.0%



ごみ排出量についても同様に、表4のとおり、段階的に削減し、計画期間の最終年度である令和12年度のごみ排出量を最終的に11.0%削減することを目指す。

表4 ごみ排出量

(単位：kg)

年度	目標総排出量 (計画年度排出量－ 該当年度目標削減量)	目標削減量 (計画年度排出量×目標削減率)	目標削減率 (計画年度に対する削減率)
基準年度 (平成31年度実績値)	33,080		
令和7年度	31,095	1,985	6.0%
令和8年度	30,764	2,316	7.0%
令和9年度	30,434	2,646	8.0%
令和10年度	30,103	2,977	9.0%
令和11年度	29,772	3,308	10.0%
令和12年度	29,441	3,639	11.0%



第3章 具体的な取組み

1 取組内容

各項目における取組内容は、下記のとおりとする。

区分	対象	取組内容	該当部署							
			総	税	住	健	介	産	都	学 生
電気使用量の削減	施設	太陽光発電パネルを可能なかぎり導入	○			○		○	○	○
		照明灯の新規購入や公共施設等の建築・改修においてはLEDを導入	○			○		○	○	○
		断熱性能に優れた窓ガラスの導入	○			○		○	○	○
		冷暖房の設定温度管理を施設管理者が設定し省エネに努める	○			○		○	○	○
		使用電力量のピークを抑えるため、段階的な起動計画に努める	○			○			○	○
		昼休み及び休日、勤務時間外において事務室内の未使用スペースは消灯	○			○			○	○
		公共施設等の建築において省エネルギー対策の徹底（ZEBの実現）	○			○	○	○	○	○
	個人	クールビズ・ウォームビズを導入しエアコンの設定温度の適正化を図る	○	○	○	○	○	○	○	○
		グリーンカーテンの実施によりエアコンの設定温度の適正化を図る	○	○	○	○	○	○	○	○
燃料使用量の削減	施設	ハイブリッド車・電気自動車等の率先的な導入	○			○		○	○	○
		電気製品等の物品の購入及びレンタルの際は、省エネルギータイプの環境負荷の少ないものを選択する	○			○		○	○	○
	個人	アイドリングストップの徹底	○	○	○	○	○	○	○	○
		公用車走行ルート of 合理化	○	○	○	○	○	○	○	○
		近距離の公務は、出来る限り公用車を使用しない	○	○	○	○	○	○	○	○
ごみの削減	施設	分別回収の実施によるリサイクル促進	○			○		○	○	○
		ごみ排出量の管理による管理外の混入防止	○			○		○	○	○
	個人	事務用品は、詰め替えやリサイクル可能な消耗品を購入	○	○	○	○	○	○	○	○
		使い捨て容器等の使用自粛	○	○	○	○	○	○	○	○
		裏面利用や両面コピーによる用紙使用数量の削減	○	○	○	○	○	○	○	○
		電子データ化によるペーパーレス化の推進	○	○	○	○	○	○	○	○
		マイ箸運動の推進	○	○	○	○	○	○	○	○

第4章 推進・点検体制

1 推進体制

本実行計画が着実に実行されるために、推進体制を次のとおり整備する。

(1) 管理組織

町長を「温暖化防止管理総括者」、副町長を「温暖化防止管理責任者」とし、計画の策定及び管理を行う。

事務局は、住民環境課に設置し、計画全体の推進及び進捗状況を把握し、総合的な計画管理を補完する。

(2) 活動組織

各課・局長、各施設管理者を「温暖化防止活動責任者」とし、各課・局1名以上の「温暖化防止推進員」を置く。

「温暖化防止推進員」は計画の推進及び進捗状況を把握しつつ、各課・局員と連携を図り、事務局と計画の総合的な推進を図る。

(3) 推進会議

温暖化防止管理責任者は、必要に応じて、実施計画の推進及び進捗状況等の確認のため、温暖化防止推進員を招集し、温暖化防止推進会議を主宰する。

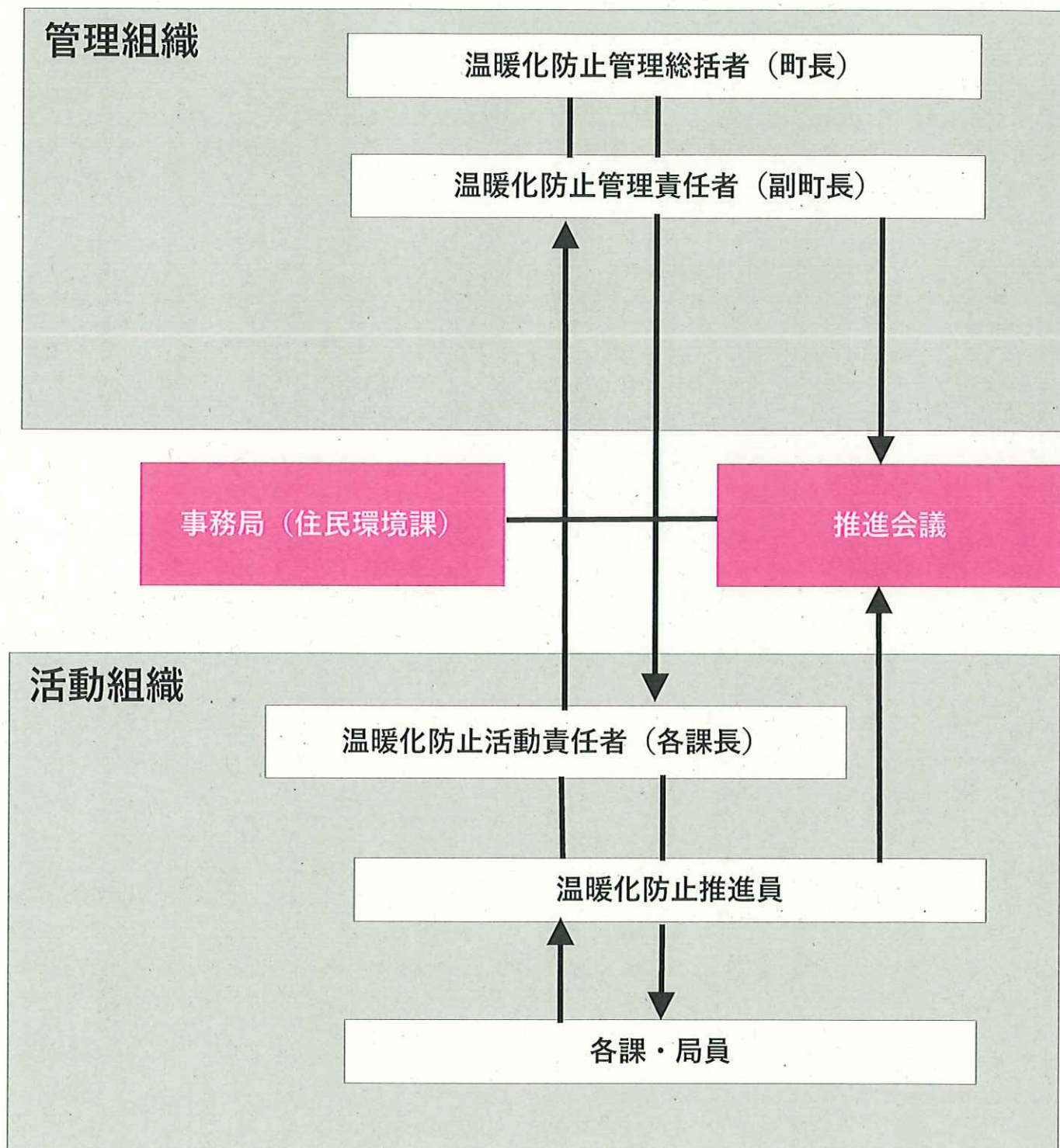
2 点検・評価体制

事務局は、温暖化防止推進員をとおり、定期的に進捗状況の把握を行い、管理組織において年1回以上の点検・評価を行い、実施計画のレビューを行う。

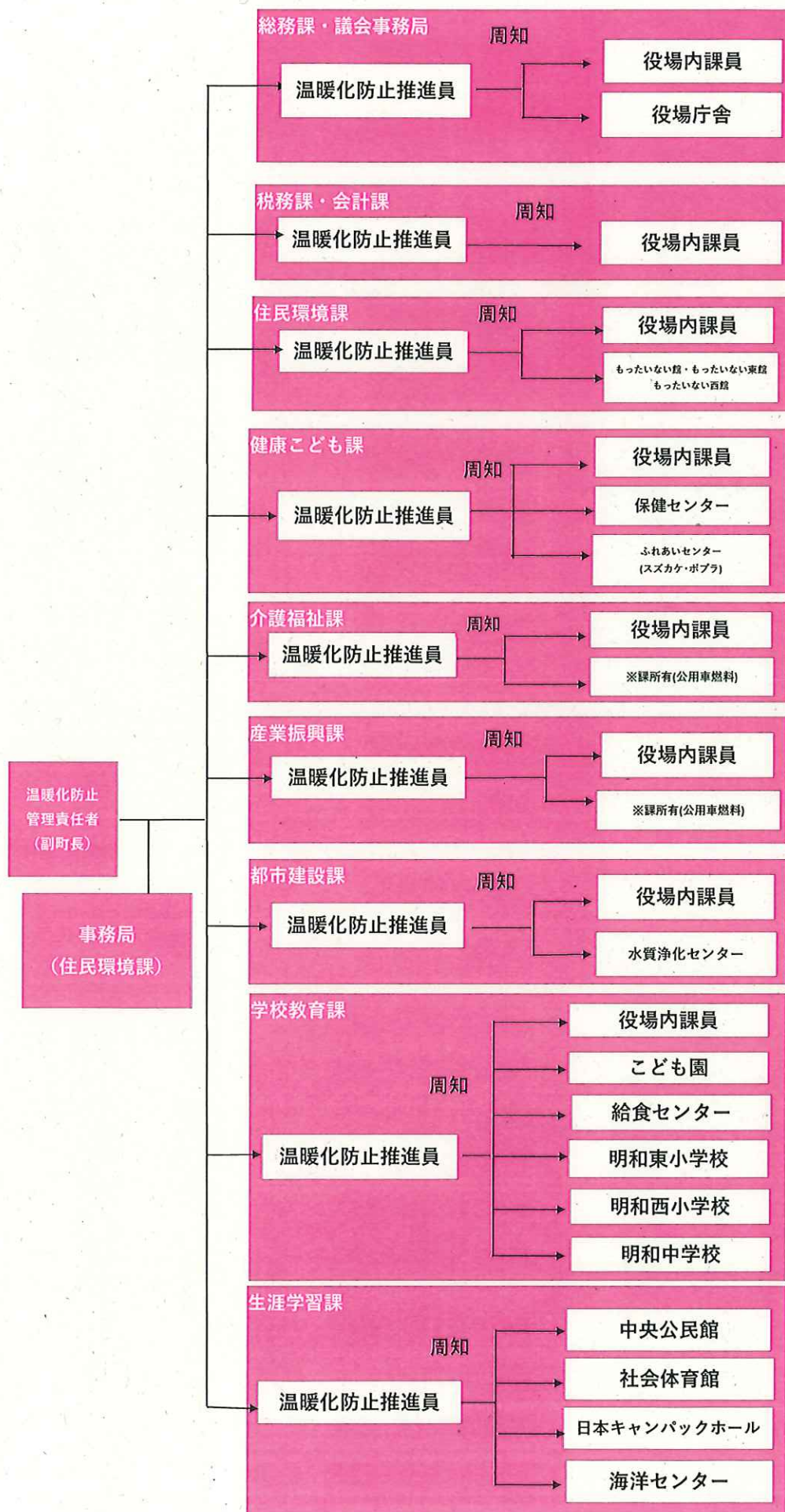
3 推進状況の公表

事務局は、計画の策定または改定をしたとき、及び実施状況を取りまとめたときは、広報紙若しくはHP等により公表する。

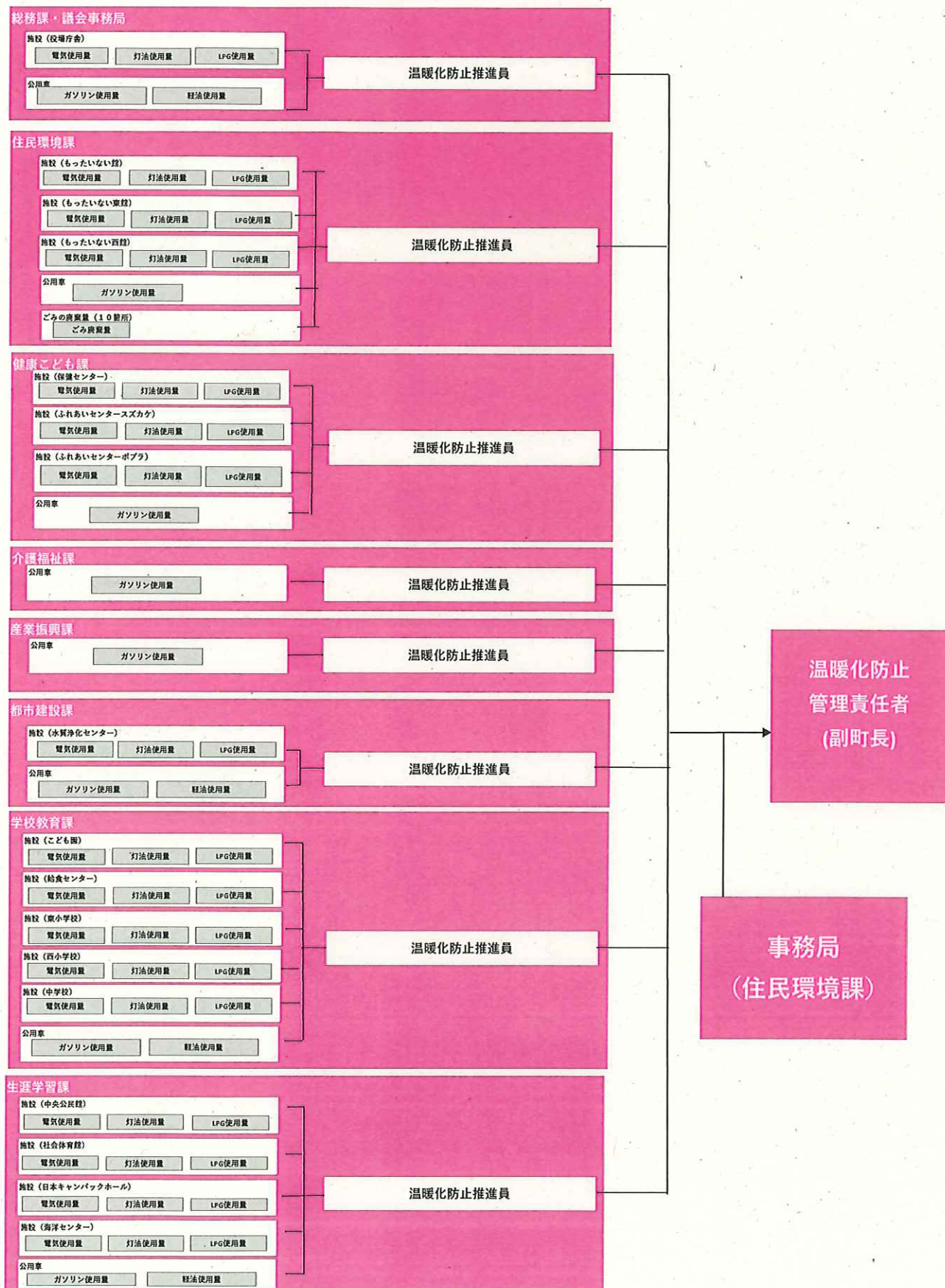
明和町地球温暖化防止実行計画の推進組織図



4 実行計画に係る詳細依頼体系図



4-2 実行計画に係る詳細報告体系図



第4次明和町地球温暖化防止実行計画（事務事業編）

令和 7 年 3 月 策定

群馬県明和町

〒370-0795

群馬県邑楽郡明和町新里250番地1

TEL 0276-84-3111（代表）